

農業委員会からのお知らせ

問 農業委員会事務局 ☎0952-75-4831

農業委員は主に、農地の貸し借りや売買、農地転用などの審議や農業委員会活動方針の決定を行います。昨年8月から欠員となっていた農業委員1名について次のとおり決まりました。

【農業委員（1人）】 北島 正章（桐野）



横尾市長より農業委員の任命辞令を受けられる北島正章氏

コミュニティ助成事業の紹介

問 総合政策課 地域づくり係 ☎0952-75-2116



一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報の一環として宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。今回は令和5年度に採択を受けた5事業のうち、1事業（羽佐間区自治会）の取り組みを紹介します。



■羽佐間区自治会

○コミュニティセンターの建設及び備品の整備

公民館が老朽化し雨漏りや建具等に隙間が発生していましたが、新築したことにより、快適で安全な自治会活動を行えるようになりました。また、災害時などの緊急避難場所としての役割も果たすことが期待されます。



▲羽佐間区公民館

令和6年度 不良住宅除却費補助金の受付開始について

問 環境課 空き家・空き地対策係 ☎0952-75-8440

多久市では、市民の安全を守り、住環境の保全を図ることを目的に、建物の構造や設備が著しく不良な「空き家」または「空長屋」の除却費用の一部を補助します。「空長屋」の除却に際しては除却工事費用と隣接する住戸の壁を補修する費用までを補助対象とします。

■補助の対象となる要件

- 次の項目をすべて満たすことが必要です。
 - 「不良住宅^{*}」と多久市が認めるもの
 - 個人が所有する空き家または空長屋であること
 - 公共事業などによる移転、建替への補償の対象となっていないこと
 - 除却に対して他の補助金を受けていないこと
 - 多久市内の業者に発注する工事であること
- ^{*}「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物または建築物の部分でその構造または

■補助金の対象となる人

- 対象空き家または空長屋の所有者またはその法定相続人
- 市税等を滞納していないこと
- 暴力団員等でないこと

補助を受けるには市の調査・認定が必要です。受付期間内に必ず事前調査申請書を市に提出ください。また、事前調査申請書を提出される際には、物件の外観写真または所在地が分かるくわしい地図を提出してください。

《事前調査申請書の受付期間》

5月7日(火)から6月28日(金)まで

